岐阜市告示第364号

要措置区域の公示について

土壌汚染対策法第6条第2項の規定により、下記のとおり要措置区域を指定した旨、告示します。

令和8年10月1日

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

記

1　指定理由

土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合せず、土壌汚染対策法施行令第5条の基準に該当する。

2　指定区域

岐阜市鶯谷町2番の一部
（別添のとおり）

3　当該要措置区域において指定基準に適合しない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン
トリクロロエチレン
1,1-ジクロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン
クロロエチレン

4　講ずべき指示措置

当該土地において原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを行うこと

別添



図1　要措置区域の位置図

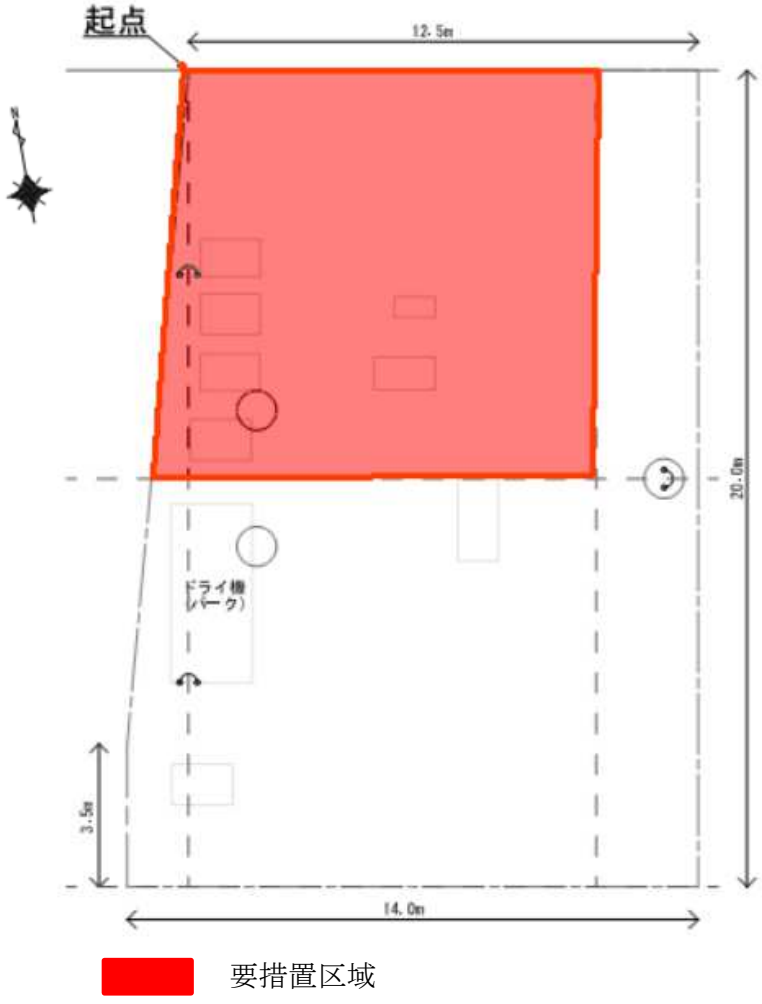

図２　要措置区域図